

調査票情報等の利用制度が変わりました

- 学術研究のニーズの高まりなどを背景に、統計法が改正され、調査票情報等の利用制度が変わりました。
- 調査票情報等は適正に管理され、情報保護が徹底されるとともに、それを利用して行われた研究成果等は広く公表されます。

【これまで】

(調査票情報の二次的利用)

- 国の統計調査の調査票情報は、原則、当初目的としていた統計作成のみに利用
(二次的利用は公的機関における統計の作成等の場合などに限定)



【令和元年5月以降】

(提供対象の拡大)

- 情報保護(オンサイト利用等)を前提として、**調査票情報の学術研究等の利用が可能**※1に

※1 提供に係る手数料は1時間4,400円で算定

- オーダーメイド集計及び匿名データの提供が**高等学校等の教育目的**や官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)の**重点分野**※2に係る**統計の作成等で利用が可能**に

※2 電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等及び移動

(手数料)

- オーダーメイド集計及び匿名データの提供に係る手数料は、実費を勘案した額
 - ・オーダーメイド集計：1時間5,900円
 - ・匿名データ提供：請求1件1,850円
データファイル1つ8,500円



(手数料の見直し)

- 所要時間の実態等を踏まえ、手数料を見直し

・オーダーメイド集計：1時間**4,400円**

・匿名データ提供：請求1件**1,950円**

データファイル1つ**4,450円**

(利用の透明化・成果のオープン化)【新設】

- 調査票情報等の提供を受けた者の**氏名又は名称、統計調査の名称、研究成果等を公表**※3

※3 調査票情報等を利用して作成した統計等は国に提出する必要